

日本選挙学会公選理事候補者選出投票要綱

(目 的)

第 1 条

この要綱は、「日本選挙学会理事・監事候補者選出規程」(以下「規程」という。)第 2 条第 2 項に規定する公選理事を選出するための具体的投票方法を定め、あわせて規程第 6 条第 5 項に規定する繰上補充並びに抽選に係る方法及び手順を定める。

(選挙人名簿及び被選挙人名簿の作成)

第 2 条

選挙管理委員会は、規程第 3 条に基づき、選挙人名簿及び被選挙人名簿を作成する。

(名簿の確定)

第 3 条

選挙管理委員会は、2 条に規定する名簿を作成するために、選挙人名簿案及び被選挙人名簿案を選挙人に通知する。

2

選挙管理委員会は、理事長の同意を得て、周知期間を設ける。

3

選挙人は、選挙人名簿案及び被選挙人名簿案の登録に関して不服があるときは、周知期間内に選挙管理委員会に対して異議申し立てを行うことができる。

4

選挙管理委員会は、周知期間終了後、理事会の議を経て選挙人名簿及び被選挙人名簿を確定する。

(投票方法)

第 4 条

投票に際しては、オンライン投票システムで被選挙人名簿から候補者 3 名の氏名を選択する。

(公選理事候補者の決定)

第 5 条

開票の結果、得票順に 20 名を公選理事候補者とする。

(郵送投票における無効票)

第 6 条

(削除)

(繰上補充の手順)

第 7 条

規程第 6 条第 4 項に定める繰上補充及び抽選の必要が生じた場合、次の各号に従って進めるものとする。

- (1) 20 名に達するまで、得票順に繰り上げを行う。
- (2) 前号の繰り上げに係る作業は、規程第 8 条に定める「理事・監事候補者選考委員会」の招集に先立って行わなければならない。

(改 正)

第 8 条

本要綱の改正は、理事会がこれを行う。

附則 1

本要綱は、平成 17 年 5 月 15 日より施行する。

附則 2

本要綱は、平成 21 年 5 月 16 日より施行する。

附則 3

本要綱は、令和 3 年 5 月 8 日より施行する。

附則 4

本要綱は、令和 5 年 5 月 21 日より施行する。

附則 5

本要綱は、令和 7 (2025) 年 5 月 18 日より施行する。